



## 監査結果報告書

社会福祉法第40条及び関係法令に基づき実施した、「社会福祉法人こぶしの会」の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度に関する理事の業務執行状況及び財産の状況について、監事監査を実施した結果は次のとおりです。

社会福祉法人こぶしの会  
理事長 藤田 勝春 様

平成30年5月24日

監事 針谷和弘 

監事 仁平明美 

決算監査 実施日時	平成30年5月24日(木)
実施した場所	社会福祉法人「こぶしの会」法人本部事務所
監査実施施設 及び内容	社会福祉法人こぶしの会の法人全体に対する業務・会計監査。
監査結果	経営及び運営についてはおおむね良好であり、法令又は定款に違反する重大な事実は認められません。 その他指摘事項について改善を要する事項については担当者に指摘改善を求めた。
備考	理事会出席：平成29年5月28日、11月26日 平成30年3月25日 理事会欠席：該当なし 評議員会出席：平成29年6月11日 評議員会欠席：該当なし 栃木県監査立会：平成30年2月22日

## 会計監査

- 預金残高の確認  
銀行から入手した残高証明書及び通帳と財産目録の預金残高（積立資産含む）の整合性確認を実施し、残高は適正であることを確認しました。
- 事業未収入金、未収入金  
事業未収入金、未収入金の貸倒につき、昨年度より貸倒処理ルールを設け徴収不能引当金を計上していることを確認しました。しかしながら、実態と乖離しているため現況を確認のうえ、再度ルールの検討をして下さい。  
また、長期未収の債権は回収可能性を判断し、貸倒処理を行うかの検討も実施して下さい。
- 固定資産現在残高報告書、備品台帳の作成、管理  
固定資産、備品（10万円以下）につき固定資産現在残高報告書、備品台帳を作成し、現物確認、使用状況を確認することを検討してください。  
また、各固定資産、備品の適切な管理、紛失防止の観点から、固定資産番号を付したシールを貼り管理する方法等を検討して下さい。
- 実地監査の改善状況  
平成30年2月22日に実施された栃木県の実地監査で指導・助言された事項につき、報告書等で改善策を講じたこと及び講じる予定であることを確認しました。

## 業務監査

- 法令遵守の徹底  
当年度法令遵守に疑義が生じる事態は生じていませんが、今後も法令遵守の組織運営が実施できるよう、法令遵守ガイドラインに沿った運営を実施できるようにして下さい。
- 改正社会福祉法に対応した組織体制の構築・運営  
平成29年4月1日に改正社会福祉法が施行されました。平成30年2

月22日の栃木県の監査において改正点につき重点的に確認が行われましたが、運営に重大な影響を与える指摘はなかったことを確認しました。

- 実地監査の改善状況

平成30年2月22日に実施された栃木県の実地監査で指導・助言された事項につき、報告書等で改善策を講じたこと及び講じる予定であることを確認しました。

以上